

申=申し込み先 問=問い合わせ先

**6月開講「ピラティス教室」  
受講者募集**

いま話題の「体幹」「骨盤底筋群」を鍛え、体の不調を根本から改善していきます。骨盤が安定すると、姿勢が良くなり偏った体への負担が減り、慢性的な肩こりや腰痛の予防になります。年齢性別問わず、どなたでも楽しめるレッスンです。

▶日時 6月6日(水)から毎週水曜日 19時30分～20時30分  
▶場所 し～ず・うみ  
▶参加費 月3,000円(月謝制)  
▶講師 川村 健二郎  
▶必要なもの ヨガマット、飲み物、タオル(貸出用マットあり)

申・問 NPO法人ふみの里スポーツクラブ  
☎080-7004-1439

**社会保険労務士による  
年金相談**

社会保険労務士会では、日本年金機構からの委託により、**予約制にて年金受給に関する相談や裁定請求書の受付**に応じます。(障害年金を除く)

▶日時 5月23日(水)、6月13日(水)、27日(水) 9時30分～16時20分(12時～13時を除く)  
▶場所 志免町民センター 生涯学習2号館 第2会議室  
※相談会場や志免町役場でのご予約はできません。  
予約・問 東福岡年金事務所  
☎651-7967または7968

**ふみなび**  
- 宇美町生涯学習情報 -

●し～ず・うみ活動と交流  
**水彩画ロビー展(無料)**  
老人福祉センターくすの杜の水彩画教室「たんぼぼ」の仲間が描いた水彩画の展示会を開催します。絵を描くのが好きな仲間が集まり楽しく描いた水彩画です。ぜひお越しください。

▶日時 6月19日(火)～30日(土) 10時～17時  
▶展示場所 し～ず・うみ ロビー  
問 し～ず・うみ  
☎932-0365 FAX932-0578

**全国一斉「人権擁護委員の日」  
特設人権相談所 開設**

6月1日は「人権擁護委員の日」  
人権擁護委員はあなたの街の相談パートナーです。家庭内の悩みや近隣トラブル、いじめや差別などあなたの悩みを人権擁護委員に相談してみませんか。(相談料無料)

▶日時 6月8日(金) 9時30分～12時30分  
▶場所 うみハピネス  
問 福岡法務局人権擁護部内 福岡人権擁護委員協議会  
☎722-6199

**宇美町デジカメサークル  
作品展 開催**

力作約50点を展示します。ぜひお越しください。(サークル会員を募集しています。興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。)

▶日時 5月30日(水)～6月10日(日) 8時30分～17時(最終日は15時まで)  
▶場所 歴史民俗資料館2階ギャラリー  
▶観覧料 無料  
申・問 サークル代表 山本 享明  
☎090-2089-6235

**自動車税の納税通知書を  
発送しました**

自動車税の納税通知書を5月初旬に発送しました。納期限は5月31日(木)です。自動車税は、銀行、郵便局などの金融機関、指定のコンビニエンスストアでも納税できるほか、パソコンや携帯電話からインターネットを利用してクレジットカードによる納税も可能です。

問 福岡県東福岡県税事務所  
☎641-0236

**遊びにおいで♪  
う～みん親子フェスタ**

親子で楽しく過ごせるコーナーが盛りだくさん! 入場無料です。詳しくはポスター、チラシで!

▶日時 6月14日(木) 10時～12時  
▶場所 宇美南町民センター体育館  
▶対象 0歳～就学前の子どもとその保護者  
問 NPO法人宇美こども子育てネット・う～みん  
☎070-5538-3735

**後期高齢者医療被保険者の方へ  
健康診査のお知らせ**

後期高齢者医療広域連合では、生活習慣病の発症や重症化の予防などを目的として健康診査を実施しています。被保険者へ4月下旬から5月初旬にかけて受診票を送付しています。

▶受診対象者 後期高齢者医療被保険者。ただし、健康診査の目的から、生活習慣病(※)の治療を受けている方などは対象者となりません。  
※生活習慣病とは、糖尿病、高血圧症、脂質異常症その他の疾病で、内臓脂肪の蓄積に起因するものです。

▶受診票の送付時期  
ア 平成30年4月末現在で被保険者の方…4月下旬～5月初旬  
イ 平成30年5月以降に75歳になる方…75歳になる誕生月の10日頃(誕生日前の受診はできません)

▶受診の自己負担金 一律500円  
▶受診方法

①かかりつけ医、または前回健康診査を受けた医療機関へ後期高齢者健康診査が受診できるか確認のうえ予約。(どこに予約していいかわからない時は下記問い合わせ先へご連絡ください)

②健康診査を受診。受診の際は、必ず「被保険者証」「受診票」「自己負担金500円」を持参する。

※宇美町では5～7月、9月、11月実施の集団健診で受診できますので、**集団健診申込専用電話(下記)へご予約ください。**上記生活習慣病の治療をしている方については、健康診査後の保健指導を受けることに了承していただければ、**集団健診の受診が可能**です。詳細は広報うみ3月号の折り込みリーフレットをご覧ください。

●**集団健診申込専用電話**  
☎933-0814(うみハピネス内)  
問 福岡県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター  
〒812-0044 福岡市博多区千代4-1-27(福岡県自治会館5階)  
☎651-3111 FAX651-3901  
☎ http://www.fukuoka-kouki.jp/

申=申し込み先 問=問い合わせ先

**平成30年 工業統計調査  
を実施します**

工業統計調査は我が国の工業の実態を明らかにするための重要な調査です。調査対象の事業所には、統計法に基づき、調査票による報告義務があります。調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利活用されます。調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外(税の資料など)に使用することは絶対にありません。インターネットによるオンライン回答もできます。調査の趣旨・必要性をご理解いただき、調査にご協力ください。

▶調査対象 従業者4人以上の全ての製造事業所  
▶調査期日 6月1日(金)  
問 政策経営課 政策推進係  
☎934-2247

**後期高齢者医療被保険者の方へ  
歯科検診のお知らせ**

平成30年度より、後期高齢者の口腔機能低下や肺炎などの疾病を予防するため、**歯科健診**を実施します。対象者には5月中旬に受診券、質問票などを送付します。

▶受診対象者 本年度76歳になる県内の被保険者(昭和17年4月1日～昭和18年3月31日生まれの方)  
※長期入院の方、施設入所の方などを除く  
▶受診期間 6月1日～12月31日  
▶受診券の送付時期 5月中旬に広域連合より郵送  
▶受診方法 必ず同封している歯科健診の実施医療機関に予約のうえ受診。  
▶受診時に必要なもの  
・受診券  
・質問票(記入して実施医療機関へお持ちください)  
・被保険者証  
・受診料300円  
▶その他 平成32年度までに限り、77歳以上の被保険者で歯科健診を希望する方も受診できます。下記までご連絡ください。  
問 福岡県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター  
〒812-0044 福岡市博多区千代4-1-27(福岡県自治会館5階)  
☎651-3111 FAX651-3901  
☎ http://www.fukuoka-kouki.jp/



**平成30年度国民健康保険税  
通知書を郵送します**

▶郵送時期 6月中旬  
▶国民健康保険税の算定  
平成30年度の国民健康保険税は、国民健康保険の世帯主(加入者でない世帯主も含む)および加入者全員の平成30年度所得申告(平成29年中の所得に関する申告)などをもとに算定しています。所得を申告していない方がいる場合、その世帯の国民健康保険税は推計などで課税していますので、下記へご連絡ください。  
▶軽減対象の範囲拡大  
今年度から、均等割額・平等割額(5割軽減および2割軽減)の軽減判定基準が見直されました。  
【平成29年度まで】

・5割軽減基準所得=33万円+(27万円×被保険者および特定同一世帯所属者の数)  
・2割軽減基準所得=33万円+(49万円×被保険者および特定同一世帯所属者の数)  
【平成30年度から】

・5割軽減基準所得=33万円+(27.5万円×被保険者および特定同一世帯所属者の数)  
・2割軽減基準所得=33万円+(50万円×被保険者および特定同一世帯所属者の数)  
▶解雇や倒産などで離職した方は国民健康保険税が軽減される場合があります

離職日の時点で65歳未満であり、雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者に該当する方は、非自発的失業者に対する国民健康保険税の軽減措置を受けられる場合があります。また、適用期間内であればさかのぼって軽減することもできますので、対象となる可能性のある方は、下記までお早目にご相談ください。  
問 住民課 国保医療係 ☎934-2241

**平成30年度  
戦没者追悼式のお知らせ**

県では、先の大戦における戦没者等の方々への追悼の誠を捧げるとともに、平和を祈念するために開催する戦没者追悼式への参列者を募集します。(福岡県戦没者追悼式、全国戦没者追悼式どちらも町への申し込みが必要です)  
詳細は町ホームページをご覧ください。  
問 福祉課 福祉係 ☎934-2278

**町税などの納付は  
口座振替が便利です!**

●税金の支払いを忘れていてコンビニで納付できなくなってしまった…  
●日中は仕事をしていてなかなか銀行に行けない…  
●納期限内に納付できず督促状が届き、督促手数料も支払うことになった…  
【こうならないために…口座振替が便利です!】  
口座振替を利用すると、各税金等の納期日に口座から税金が引き落とされます。税金などの納め忘れがなくなり、金融機関、コンビニなどに向く手間も省けます。  
【口座振替できるものは?】  
▶税金 固定資産税、町県民税(普通徴収)、軽自動車税、国民健康保険税  
▶料金 保育料、延長保育料、公営住宅使用料、駐車場使用料、上下水道料金、受益者負担金、後期高齢者医療保険料  
【利用できる金融機関は?】  
福岡銀行、西日本シティ銀行、福岡県中央信用組合、粕屋農業協同組合、ゆうちょ銀行  
【申込したいときはどうしたらいいの?】  
税務課窓口もしくは町指定金融機関の窓口で口座振替依頼書(ゆうちょ銀行の際は自動払込利用申込書)を設置しています。窓口に来庁できない場合は、税務課までお電話をいただければ、口座振替依頼書に必要事項を記入、金融機関届出印を押印のうえ、税務課収納対策係もしくは指定金融機関に提出してください。郵送で提出される場合、切手は不要です。  
※口座振替は、申込月の翌月(翌期)より可能です。上下水道料金は、申込月より1～2か月後の振替となる場合もあります。  
※平成29年度から口座振替領収済通知書は発送していません。通帳の記帳にてご確認ください。軽自動車の手検用納税証明書は従来通りに発送しています。  
▶口座残高が不足していると、引落しができません。納期限前日の残高にご注意ください。  
申・問 税務課 収納対策係  
☎934-2269

